

企業局の回答

No.	受水事業体意見・要望	企業局の回答・考え方
1	改定時期を先送りしてほしい	<p>令和5年9月の第1回受水事業体説明会でお示しした当初の改定案では、令和6年4月1日施行を予定していましたが、受水事業体等関係者から時期の延期の要望があったことから、令和6年10月1日施行へ見直しました。</p> <p>令和6年度中に料金改定を行わない場合、令和6年度末には企業債の償還や建設改良費の財源である内部留保資金が大幅に減少し、事業運営が困難となることから、令和6年10月の料金改定が必要と考えております。</p>
2	改定幅を圧縮してほしい	
(1)	資産維持費を圧縮	<p>当初の改定案においても、建設改良事業費を138億円/年とし、段階的に所要額（173億円）に増額する計画としております。</p> <p>また、企業債借入残高を令和5年決算見込額である概ね550億円を維持する計画としていましたが、受水事業体等関係者からの要望を踏まえ、企業債借入額を約22.5億円増加（令和9年度末企業債借入残高：約573億円）することで資産維持費の圧縮を図るとともに、段階的な改定により、令和6年10月の改定幅を23.00円/m³に引き下げたところです。</p>
(2)	企業債の活用	<p>なお、当局の令和3年度末企業債残高対給水収益比率は371%となっており、全国平均233%に比べ、約138ポイント高い水準となっております。</p> <p>※企業債残高対給水収益比率＝（企業債現在高合計／給水収益）×100 給水収益に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標</p>
(3)	一般会計等からの繰り入れ	<p>水道事業における一般会計からの繰入については、地方公営企業法第17条の2、同施行令により消火栓等に要する経費のみとされており、それ以外の経費は、経営に伴う収入をもって充てることが原則とされております。</p> <p>また、同法第17条の3に一般会計から地方公営企業に補助できる場合が規定されておりますが、これについても、「災害の復旧その他特別の理由により必要がある場合」に限定されております。</p>
(4)	各種補助金の活用	<p>さらに、地方公営企業制度の運営に関する事項を解説した公営企業実務提要では、「料金改定を行わなかったことにより生ずる損失補填を一般会計が企業会計に対して行えないことは、現行法制上の解釈からも明白である。」と記載されており、一般会計からの補填は困難と考えております。</p> <p>なお、企業局では、新型コロナ対応地方創生臨時交付金を活用した県の特別高圧受電契約事業者支援事業等による支援を受け、料金改定額の抑制を図っているところであり、また、沖縄振興公共投資交付金（ハード交付金）についても、関係部局と連携しながら、所要額の確保に努めているところです。引き続き、活用できる制度は活用し、受水者の負担軽減に努めてまいります。</p>
(5)	動力費の算入の先延ばし	<p>別添資料2のP11にあるとおり、企業局の給水原価に占める動力費の割合（令和4年度）は約22%と高いことから、今般の電気料金高騰により多大な影響を受けており、動力費算入の先延ばしは難しいものと考えております。</p> <p>また、燃料価格の高騰が一時的なものであるとのご意見について、同価格は、国際情勢による影響が大きく先行きは不透明と考えております。</p>

企業局の回答

No.	受水事業体意見・要望	企業局の回答・考え方
	(6) 長寿命化計画の再考	<p>これまで、定期的に施設点検を行うとともに、施設や設備毎に修繕頻度等を定めた修繕計画に基づく修繕工事を実施することで、施設を健全な状態に維持し、長寿命化を図っております。</p> <p>また、維持管理指針や他事業体の事例調査を踏まえ、電気や機械設備、管路の更新間隔を法定耐用年数よりも1.3倍から2倍程度まで長期間とする「企業局更新基準年数」を設定し、施設整備計画を策定しております。</p> <p>仮に、更新間隔を企業局更新基準年数よりも延長した場合、老朽化の進行により、故障等の頻発・重大化を招き、修繕費用の増加、安定供給への影響が懸念されます。</p> <p>引き続き、将来にわたって安全で安定的な水道用水を供給するため、適宜、修繕計画や施設整備計画の見直しを行い、計画的な更新等を進めてまいります。</p>
3	段階的に改定してほしい	<p>当初の改定案では、令和6年4月1日施行を予定していましたが、受水事業体等関係者からの要望を踏まえ、段階的な改定に見直したところです。</p> <p>今後（次回は令和10年度を想定）は、概ね4年毎に適正な料金水準について検討・改定していきたいと考えております。</p>
4	広域化に係る費用は総括原価に含めるべきではない、一般会計からの繰入等により対応してほしい	<p>現在、取り組んでいる本島周辺離島8村の水道広域化については、平成25～27年度にかけて、水道行政を所管する保健医療部が関係機関（沖縄県町村会、沖縄県離島振興協議会）、水道事業者（担当者・管理者）への説明会、2回のシンポジウムを開催しております。また、企業局においても、県議会への説明や受水事業体向けの説明会を実施しました。</p> <p>これらの説明会等において、供給コストが数円程度上昇する旨の説明を行っておりますが、反対意見は無かったことから、本島周辺離島8村の広域化を推進することになったと認識しております。</p> <p>なお、一般会計からの繰入等については、No.2(3)、(4)の回答をご参照ください。</p>
5	具体的なスケジュール、詳細な説明資料の提供、改定額の明示、広域化などの要因に対する影響額を示してほしい	<p>令和5年第3回沖縄県議会（11月議会）に「沖縄県水道料金徴収条例の一部を改正する条例（案）」の上程を予定しております。</p> <p>詳細な説明資料等については、別添資料2をご参照ください。</p>
6	受水事業体との意見交換の場を設けてほしい	令和5年11月7日の第2回受水事業体説明会で、意見交換の場を設けたところです。
7	3割という改定幅については、企業局の対応の遅れからではないか	<p>企業局は、平成5年の料金改定以降、約30年にわたって経営の合理化、経費削減などに取り組んで料金を維持してきましたが、電気料金の上昇のほか、物価高騰により経営状況が急激に悪化していることから、料金改定の検討・作業を行ったものであります。</p>
8	(1) 那覇市の選定経緯を知りたい	<p>経営評価委員会は、企業局の経営の基盤強化・健全化に関すること等について学識者、公認会計士等の有識者から専門的知見に基づくご意見をいただき、事業運営の参考とすることを目的に設置している常設の委員会となっております。</p> <p>令和2年度の経営評価委員改選の際、翌年度以降の企業局中長期計画改定作業や「経営戦略策定・改定ガイドライン（総務省通知）」を踏まえ、水道ユーザー代表として受水事業者1名を委員に加えることとし、企業局からの受水量が最も多いこと、日本水道協会の支部長であることなどから、那覇市を選定しております。</p>

企業局の回答

No.	受水事業体意見・要望	企業局の回答・考え方
	(2) 那覇市以外の受水事業体も傍聴する権利があると思われる	今後、可能な限り対応してまいります。
9	経営戦略（企業局中長期計画）の投資・財政計画により、受水事業体へ示すべき	別添資料2をご参照ください。
10	アンケートについて	
	(1) アンケートを取りまとめ、それらの意見に関し回答して頂きたい	ご意見のとおり対応いたしました。
	(2) アンケートを評価委員会に報告し、軌道修正される事を望む	経営評価委員会の設置目的等については、No.8(1)の回答をご参照ください。 今回の料金改定案については、令和5年8月29日付で委員会のご意見をいただいております。別添資料2をご参照ください。 なお、アンケートの結果については、経営評価委員会の各委員に提供したいと考えております。
11	県民・市民へ水道料金の算定方法・改定の情報発信、料金改定の理解、適正な料金水準の啓発を行ってほしい	これまで「沖縄県企業局中長期計画」や同計画の実施状況等を取りまとめた「沖縄県企業局経営レポート」をホームページに掲載するなど、企業局の経営状況を広く公表してきたところです。 今回の料金改定案に関しても、別添資料のとおりホームページで公表しており、引き続き、情報発信してまいります。
12	9月末の報道で知り困惑、受水市町村に対して配慮が足りない、段階的な値上げを検討してほしい	9月末の第1回受水事業体説明会以前にも、令和4年11月（企業局の経営見通し）、令和5年5月（企業局の経営状況と料金改定の必要性）の説明会で説明を行っております。 段階的な改定については、No.3の回答をご参照ください。
13	4年毎の見直しにあたり、燃料、物価高騰が収まれば値下げ改定もあるのか	料金水準の見直しにあたっては、総括原価方式を採用しております。 物価の下落等により総括原価が減少する場合は、料金単価も下がることになります。
14	引き続き、経費節減の努力をお願いする	平成5年度の料金改定以降、約30年にわたって経営の合理化、経費削減などに取り組み、料金を維持しつつ、安全な水の安定供給に努めてきました。引き続き、経費削減に取り組んでまいります。
15	料金改定の算定期間と水道広域化step1の期間	今回の改定案では、算定期間を令和6年度～令和9年度として料金を算定しております。
16	住民等に単年度経営赤字を見せないと値上げに納得しないのでは	令和5年度は約6億円程度の赤字になる見込みであります。
17	県議会等で使用する資料の情報提供、議会への説明内容や意見交換の状況の情報共有	県議会各会派へは、別添資料2と同様の資料により説明しております。 なお、県のホームページ（下記URL参照）から、議会中継及び会議録等が確認できますので、ご参照ください。 ○沖縄県議会 https://www.pref.okinawa.jp/site/gikai/index.html
18	住民の理解が得られるよう、住民・受水事業体への配慮が必要ではないか	今回の料金改定案は時期の延期、企業債借入を当初の改定案から増額し資産維持費を圧縮、段階的に改定、令和9年度末における内部留保資金を必要最小限度の確保に留め、改定額の圧縮を図るなど、可能な限り受水事業体のご意見を反映し見直した内容となっております。